

国公立高等学校等奨学のための給付金の 申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

支給対象となる要件

令和8年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者等)全員が**大阪府内に在住している**こと。(※1)
- ② 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。)
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金又は新修学支援制度の受給資格を有する者、
又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。(大阪府外の国公立高等学校も対象です。)
原則、令和8年4月1日現在において休学していないこと。

< **高等学校等就学支援金**の対象生徒の場合 >

- ⑤ 保護者等全員の**令和8年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が
 - ・非課税(0円)の世帯
 - ・105,500円未満の世帯
 - ・105,500円以上182,500円未満の世帯 のいずれかであること。又は**生活保護(生業扶助)受給世帯**であること。

< **高等学校等就学支援金(経過措置)及び高校生等新修学支援等**の対象生徒の場合 >

- ⑤ 保護者等全員の**令和8年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が
 - ・非課税(0円)の世帯又は**生活保護(生業扶助)受給世帯**であること。

- ※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。
- ⑥ 保護者等(親権者等)が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
- ⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。
- ⑧ 支給の回数は、毎年度1回、全日制:通算3回、定時制・通信制:通算4回 を上限とします。
学び直し支援金の支給対象者は、上記回数に加えて 全日制:1回、定時制・通信制:最大2回 までを上限とします。

申請に必要な書類

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等 (※3)	国籍等 確認書類	通帳等の 写し	在学証明 書等
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●(※4)	●	▲(※5)
区分2・3・4: 課税・非課税世帯	●	—	●	●(※4)	●	▲(※5)

※3 次の①～③のいずれかの書類です。

(基準日(令和8年7月1日)以降、且つ申請日から3ヶ月以内に発行された令和8年度のもの。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー

(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※4 大阪府立高等学校等に在学中であり、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の認定を受けている場合不要です。

国籍等確認書類とは、次の㊸(すべての生徒)、㊹(生徒が日本国籍以外の場合)、

㊺(生徒が家族滞在している場合)の書類です。

㊸国籍を確認できる書類

・住民票の写し

㊹在留資格及び在留期間がわかる書類

・特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し等
※㊸と㊹の書類が同一の場合㊸と㊹を兼ねて提出いただけます。

㊺在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

※5 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和8年7月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です。

(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

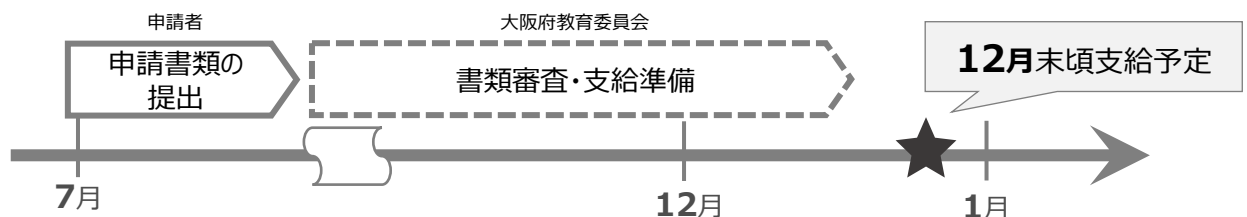
保護者等(親権者等)全員、税の申告が必要です!

収入が0円である場合も申告が必要です。
課税証明書を発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で父の扶養に入っているけど、それでも申告は必要?

必要です!

申請から支給までの流れ



●申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通りの学校事務室を通じて行います。

申請書類は、学校が定める期限までにお通りの学校事務室へご提出ください。

●審査結果や振込日は、12月中旬頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

支給は12月末頃を予定しています。

③ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。

●生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当します。

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	32,300円	
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒	143,700円	50,500円
3	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額 100円以上、105,500円未満である世帯に扶養されている生徒(※6)	47,900円	16,830円
4	105,500円以上、182,500円未満である世帯に扶養されている生徒(※6)	35,930円	12,630円

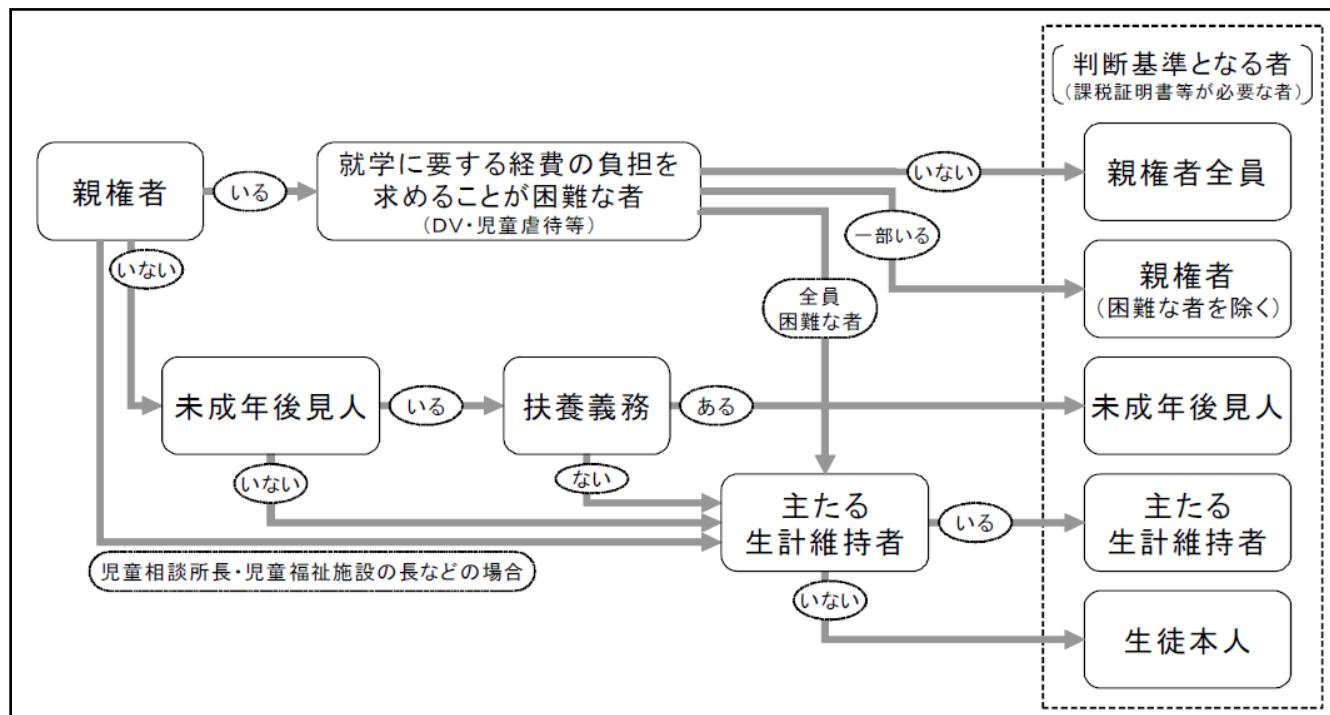
※6 高等学校等就学支援金の認定者が対象となります。(経過措置を除く。)

●申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通りの学校事務室を通じて行います。

申請書類は、学校が定める期限までにお通りの学校事務室へご提出ください。

●給付の審査結果や振込日は、12月末頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

保護者等(親権者等)の考え方



お問合せ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

申請を希望される場合、説明を行いますので、事務室までいらして下さい。

成城高等学校 事務室 TEL:06-6962-2801(平日13時15分~21時)

提出期限:8月24日(火)

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001

FAX:06-6910-8005



対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、就学支援金等の支給を受ける資格を有していますか。
もしくは、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか。

受給している

受給していない

又は生活保護を受給しているが
生徒が生業扶助を受けていない

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

就学支援金(経過措置)、高校生等・新修学支援制度の支給を受ける資格
を有しているか、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)
【旧制度】の補助対象ですか。

いいえ

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の
「所得割額」は以下のいずれかですか。

105,500円未満

105,500円以上、
182,500円未満

182,500円以上

はい

区分1

区分2

区分3

区分4

対象外

各区分の金額等については、P.3【給付金額】をご参照ください。